

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和4年 3 月 2 4 日

定 例 会

令和4年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和4年3月24日
 招集の場所 中央市民会館4階 第16・17会議室
 開閉会日時 開会3月24日 午後 3時30分
 閉会3月24日 午後 5時12分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部 副 部 長 兼 教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副 参 事 兼 スポーツ振興 課 長	八木下 太	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学校管理課長	紺 野 功
教育総務部 副 参 事 兼 図 書 館 長	横 山 みどり	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 指 導 課 長	小野寺 秀 明
生涯学習課長	木 村 和 明	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 給 食 課 長	石 川 智 啓
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	前 田 清 彦	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 教育センター 所 長	齋 藤 紀 義
スポーツ振興課 調 整 幹	小野田 昌 功	学 務 課 長 兼 小中一貫校 整 備 室 長	青 木 元 秀
図 書 館 幹 調 整 幹	茂 木 実	学 校 管 理 課 調 整 幹	齋 藤 道 雄
		教育センター 調 整 幹	田 嶋 栄 蔵

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	濱 田 尊 則
----------------	---------

[illegible]

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんので、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、教育長専決第7号、第10号議案及びその他報告2については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時30分)

◎第5号議案 「令和4年度越谷市教育行政重点施策の決定について」

吉田教育長 それでは、第5号議案「令和4年度越谷市教育行政重点施策の決定について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、第5号議案 令和4年度越谷市教育行政重点施策の決定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧くださいと存じます。

第5号議案 令和4年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

令和4年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

令和4年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第3期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、お手元の別冊2、令和4年度越谷市教育行政重点施策の決定についてとなっているものをご覧くださいと存じます。令和4年度教育行政重点施策の作成につきましては、前回2月の定例会におきましてご協議をいただいたところでございます。その後、担当課所において再度確認・調整を行いまして、最終案を取りまとめさせていただきました。

前回からの変更点でございますが、施政方針や教育行政方針との整合を図るため、記述内容を追加するものが主な内容となっております。

17ページをご覧くださいののですけれども、「1113」の重点事業、「地域住民や保護者等の学校運営への参画促進の支援」の2項目めに、「学校応援コーディネーターや学校応援団担当教員、学校運営協議会委員を対象とした研修会の実施」という文言を追加させていただいております。

なお、27ページの下段、「1621」にも再掲がございますので、17ページ同様に追記をさせていただいております。

次に、18ページの下段になります。「1212」の重点事業、「子どもの多様なニーズに応じた取り組みへの支援」の4項目めに、「小学校3年生及び4年生における35人以下学級の実施」を追記いたしました。このほか、一部で文言やレイアウトの整理を行いました。記載内容に関わる大きな修正はございません。

今後のスケジュールにつきましては、本日の会議にて議決をいただいた後に、令和4年4月6日開催予定の小中学校長会におきまして、重点施策説明会を開催させていただきます。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第5号議案についての説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

追加した箇所について、担当課から説明はありますか。

指導課長。

小野寺指導課長 17ページの「1113」、コミュニティ・スクールの推進でございます。地域住民や保護者等の学校運営への参画促進の支援についての2項目め、学校応援団と学校運営協議会の研修会の実施につきましては、これまでも進めているものでございますが、この学校応援団の取り組み、学校運営協議会の取り組みにつきましては、指導課主催の研修会を行いまして、各学校での取り組み、特色ある取り組み等を取り上げて広めていくということに、改めて重要度を高めることから記載させていただいたというところでございます。

なお、次年度は、学校運営協議会、学校応援団の位置づけをさらに明確にしまして、研修会を進めていこうと計画しているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 続きまして、18ページの「1212」、個を生かし伸ばす指導の充実でございます。子どもの多様なニーズに応じた取り組みへの支援でございますが、小学校3年生及び4年生における35人以下学級の実施について追加をしたものでございます。これにつきましては、国の法律では既に35人学級ということになっておりますので、段階的にこれを1学年ずつ引き上げていくという予定となっております。法律に従いますと、来年度は小学校3年生ということになるわけでございますけれども、埼玉県としては加配により4年生で実施をすることができると示されておりますので、本市といたしましても4年生でも実施をしていくという方向を明確にするものでございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

文言だけではなくて、写真等も含めて変更したというのはなかったのですか。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 写真についてそれほど大きくは変更していないのですけれども、様々な箇所に配布させていただきますので、個人の顔の特定がしづらいように工夫したり等はしております。

また、見づらいとか、不鮮明な写真があれば差し替えをしております。

以上です。

吉田教育長 2月にご協議いただいているということもございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい。これで結構です」と答える者あり〕

吉田教育長 それでは、これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第6号議案 「越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について」

吉田教育長 続きまして、第6号議案「越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、第6号議案、越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の7ページ目をお開きいただきたいと存じます。

第6号議案 越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会公印規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、新たな越谷市立蒲生小学校を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料、新旧対照表になります。こちらの1ページをご覧いただきたいと存じます。令和4年度から新たな越谷市立蒲生小学校を設置することに伴いまして、別表1に掲載されております越谷市立小学校の印及び、2ページになりますが、小学校長の印の個数を30から29にそれぞれ変更するものとなっております。

なお、この規則は、令和4年4月1日から施行いたします。

第6号議案についてのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

これは蒲生小という名前は変わらないけれども、番号が変わることから新設校として公印自体も変えるということですね。

渡辺教育総務課長 はい。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第7号議案 「越谷市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」

吉田教育長 続きまして、第7号議案「越谷市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

青木学務課長 それでは、第7号議案 越谷市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをお開きください。

第7号議案 越谷市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律において、恩給・共済年金担保融資の廃止のための措置が講じられることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、資料、新旧対照表の4ページをご覧ください。株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資の廃止に伴い、第21号様式、裏面中の「国民金融公庫もしくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、」の記述を削除するものでございます。

なお、本規則は、令和4年4月1日から施行いたします。

第7号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 恩給・共済年金担保融資の廃止のための改正というのは分かったのですが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償には、どのようなものがあるのでしょうか。

吉田教育長 学校教育部長。

岡本学校教育部長 公務災害と申しますのは、山口委員にもお願いしておりますが、学校医の方々、学校歯科医の方々、学校薬剤師の方々を任命させていただいております。その際に学校に来ていただいで内科検診をやっていただくとなりますと、ご自宅を出てから学校まで、またその往復の途中に何かあった場合に、これは公務と捉えることができます。また、想定としては、例えば校内で転んで階段から落ちてけがをしてしまったなどというものも公務災害と考えております。全国を見回しますと、眼科医の先生が照明器具を持っていて、それが倒れてきて頭にけがをしたということを聞いたことがございます。そのように、学校医として、学校歯科医として、また学校薬剤師としてお勤めをいただく中での公務における災害ということを補償できる制度だと捉えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

渡辺委員 分かりました。ありがとうございました。

吉田教育長 ここ何年か具体的な事故は発生していませんか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 私が知る限りで申し訳ありませんが、この適用は6年間、またその前においてもないと記憶しております。

吉田教育長 校務主事などが脚立から落ちたとか、公務災害の適用を受ける場合はありますけれども、学校医については、私の記憶の中でもないと思います。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 ないようですので、これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

吉田教育長 続きまして、第8号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、第8号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第8号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

令和4年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和4年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立越ヶ谷小学校ほか43校に学校運営協議会を設置するに当たり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の17ページから31ページをご覧ください。越谷市学校運営協議会委員につきましては、越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は対象学校の所在する地域の住民、2号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、3号委員は対象学校の運営に資する活動を行う者、4号委員はその他教育委員会が必要と認める者となっております。

任期は、同規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

なお、審議会の委員については、外部の方をお願いする場合、通常「委嘱」としてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の「教育委員会が任命する」という規定に基づき、同規則でも「教育委員会が任命する」と定めております。なお、実際には「委嘱状」という形をお願いしております。

それでは、表に沿って各学校の学校運営協議会委員の人数についてご説明させていただきます。

越ヶ谷小学校、合計6名。大沢小学校、合計6名。新方小学校、合計5名。桜井小学校、合計5名。大袋小学校、合計6名。荻島小学校、合計6名。出羽小学校、合計6名。大相模小学校、合計6名。増林小学校、合計6名。川柳小学校、合計6名。南越谷小学校、合計6名。東越谷小学校、合計6名。大沢北小学校、合計6名。大袋北小学校、合計5名。蒲生南小学校、合計5名。北越谷小学校、合計6名。大袋東小学校、合計6名。平方小学校、合計6名。弥栄小学校、合計6名。大間野小学校、合計5名。宮本小学校、合計6名。西方小学校、合計4名。鷺後小学校、合計5名。明正小学校、合計6名。千間台小学校、合計7名。桜井南小学校、合計6名。花田小学校、合計5名。城ノ上小学校、合計5名。蒲生小学校、合計6名。中央中学校、合計5名。東

中学校、合計6名。西中学校、合計5名。南中学校、合計5名。北中学校、合計6名。富士中学校、合計6名。北陽中学校、合計5名。栄進中学校、合計6名。光陽中学校、合計5名。平方中学校、合計5名。武蔵野中学校、合計5名。大袋中学校、合計5名。新栄中学校、合計5名。大相模中学校、合計5名。千間台中学校、合計6名でございます。

第8号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

昨年は選出に時間がかかったような気がしますが、今年はスムーズに進んだのでしょうか。

指導課長。

小野寺指導課長 本年度も現段階では委員の名前が挙がっておりますが、1号委員から4号委員に關しまして、来年度のPTA総会等を経まして新たなPTA会長などをお考えの学校もございますので、来年度に委員の改選が行われることも何校かからは報告を受けているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 東委員。

東委員 それぞれバラエティーに富み、いろんなパターンがあるのだなと。その地域性がよく分かって、非常に興味深い人選だと思いました。

それで、質問なのですが、例えば17ページの一番下、それから27ページの一番下の西中学校もそうですが、地域の協力者って出てくるのですが、地域の協力者とはどういう方ですか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 2つの方向から整理させていただきたいと思いますが、先ほどご説明でも申し上げました、1号委員が対象学校の所在する地域の住民、そして2号委員は対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、3号委員が対象学校の運営に資する活動を行う者ということになってございます。2つの視点と申し上げましたのは、この要件が重なっている方がいらっしゃるということをまず留めいただいてご覧いただきたいのですが、あと地域の協力者といいますのは、現在ボランティア等で学校の教育活動を支えていただいている保護者や地域の方がございます。学校応援団というものでございますが、それを取りまとめている、コーディネートする方がまさに学校応援コーディネーターという方でございます。17ページで具体的に申し上げますと、越ヶ谷小学校の4番3号委員に学校応援コーディネーターが、6番の3号委員のほうにはスクールガードリーダー、安全を見守っていただく方がいらっしゃいます。もちろん見守り隊の方も含めてでございます。あと、その下、大沢小学校の5番の3号委員などは図書ボランティアというような形で、元PTA役員であり、図書ボランティアの方という形になってございます。このほか、おやじの会の皆様とか、そういう方々も3号委員として入っているという状況でございます。

以上でございます。

吉田教育長 地域の協力者についての説明は出ていなかったと思いますが、追加で説明をお願いしますか。

吉田教育長 東委員。

東委員 再度質問なのですが、要するにスクールガードリーダーとか学校応援コーディネーターと書いてあればどういう人か分かるのですけれども、ただ地域の協力者というのはどういう人なのかなというところを教えていただきたいのですが。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 どのようなご協力をいただいている方かというのはこちらで把握はしておりませんが、今ご指摘がございましたように、1号委員、2号委員、3号委員ということでございますので、様々な母体に重複している方につきましても、記載の仕方を精査しなくてはいけないと思います。ご指摘いただき参考にさせていただきましたので、今後改めたいと思います。

以上でございます。

吉田教育長 学校教育部長、補足をお願いできますか。

岡本学校教育部長 新方小は、自分も校長として勤務したところでございますので、そういった地域の実情等も踏まえながら説明いたしますと、学校運営協議会委員を設定する前の制度として学校評議員制度というものがございました。現在も法制上は残っておりますが、コミュニティ・スクールへの移行というような考え方で、本市においても平成28年度から順次移行しまして、現状は全ての学校で学校運営協議会というものを設置しております。そのときに、評議委員の皆様方から徐々に移行していく流れの中で様々な要件を満たしていくことということで、先ほど指導課長がご説明いたしました1号委員から4号委員までの設定をさせていただいております。

地域協力者という者は、学校としては、何らかの肩書がつく場合には、その肩書を優先して記載していると思います。例えば学校応援コーディネーターという者は、基本的にそのエリアで1名の方でございますので、その方が入っていただいている場合にはそのような表記になっている。ところが、地域の協力者というのは本当に日頃から学校によく入っていただいているのだけれども、いわゆる肩書となると具体的なものは無い方。例えば学校応援団の団員として活動はしているのだけれども、本当にボランティアとして携わっている方にも入っていただいたり、それから、この事例で言いますと、田んぼを貸していただいている方とか農園を貸していただいている方とか、そのような形で学校と密接に関わっていらっしゃる方等もいらっしゃいますし、以前自治会長だったけれども、今は肩書がないので、地域のおじいちゃんにしてほしいという方もいらっしゃいます。これは過去に聞いたことがございますので。そのような意味合いで、何らかの肩書きを書かせていただける場合にはそのような記載をしておりますが、そうではない、広く応援をいただいている方にもぜひ学校運営協議会に入っていただきたいということで任命させていただ

いているという状況かと思います。西中学校も同様に、学区内で様々な形でご協力をいただいている方とご理解いただければと思います。

以上でございます。

吉田教育長 コミュニティ・スクールにつきましては、文科省が積極的に設置するように進めているのですが、あまり縛りが大きくなると学校も難しくなるし、委員も動きづらくなるというようなこともあって、制約が多過ぎるとなかなか運営協議会が立ち上がらないということが全国的な状況としてございます。本市においても緩やかなつながりというところも担保していかないと、厳格に固めてしまいますと運営が難しくなるというところもございます。地域の実態に応じて名前も考えていただいて、最終的には同じようにしていただけるようになると分かりやすくなるし、統一感も出てくるかなとは思いますが、まだ現在の体制となつて2年目ということですので。

同じ小中のブロック内で合同の運営協議会というものはできているのですか。

指導課長。

小野寺指導課長 ご案内のとおり、現在3学園を進めているところでございます。こちらに関しましては、学校を9年間のカリキュラムということで、小学校、中学校をつなげて教育活動を進めてまいります。校長の経営方針を承認していただき、さらに学校教育活動の推進を進めていただくことを狙いとしております運営協議会につきましても、合同での設置を検討しているところでございます。

吉田教育長 今のところ、ブロック内でそういう合同のものをつくっているところはないということですね。今後についてはということでしょうか。

小野寺指導課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第9号議案 「越谷市スポーツ推進委員の委嘱について」

吉田教育長 続きまして、第9号議案「越谷市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 それでは、第9号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明

いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをご覧ください。

第9号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について。

越谷市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年3月24日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市スポーツ推進委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。越谷市スポーツ推進委員につきましては、越谷市スポーツ推進委員設置条例第1条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

選出区分の1号委員は、スポーツ・レクリエーション団体の関係者、2号委員は、地域のスポーツ・レクリエーション関係者、3号委員は、スポーツ・レクリエーションの実技指導者又は実技指導経験者となっております。

また、委員の定数につきましては、同条例第2条の規定により、30人で組織するものとされております。

任期は、同条例第3条第1項において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様方につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

名簿は、選出区分、氏名、専門種目、性別、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。

なお、その際、氏名、性別及び任期のうち、新任・再任の別のみ読み上げさせていただきます。

まず、1号委員、スポーツ・レクリエーション団体の関係者ですが、山本幸子、女、再任。河辺和男、男、再任。栗原まゆみ、女、再任。平田建太郎、男、再任。稲毛綾乃、女、再任。菊島智代子、女、再任。永井智子、女、再任の計7名でございます。

次に、2号委員、地域のスポーツ・レクリエーション関係者ですが、鈴木章、男、再任。会田良光、男、再任。上野敏子、女、再任。松島勲、男、再任。小松崎晃、男、再任。戸田道子、女、再任。須加庸介、男、再任。村山晃子、女、新任。村山莉奈、女、新任の9名でございます。

次に、3号委員、スポーツ・レクリエーションの実技指導者又は実技指導経験者ですが、平澤民子、女、再任。松竹克昌、男、再任。綾部操、女、再任。三田博、男、再任。服部牧子、女、再任。中野利恵、女、再任。己ノ瀬弘司、男、再任。山口さゆり、女、再任。境久美子、女、再任。松島巖、男、再任。志村裕一、男、新任の計11名でございます。

以上、27名の委員構成でございますが、男性が12名、女性が15名で、女性の比率は56%でございます。また、候補者24名が再任で、3名が公募による新任でございます。種目別では、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、健康体操、ビーチボール、テニス、野球、サッカー、陸上競技など21種目となっております。

第9号議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 新任が多くなっているけれども、平均年齢は分かりますか。

八木下スポーツ振興課長 すみません、平均年齢までは出していません。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等ございましたらお願いします。

渡辺委員。

渡辺委員 先ほど教育長から新任が多くなっているというお話がありましたが、私としては少し新任が少ないかなという気がしました。もともと公募による方が3名しかいなかったということでしょうか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法に基づきまして、全国的に組織されている委員なのですけれども、越谷市の場合ですと、1号委員の山本幸子さん、37年ほど続けられております。年々やはり、年齢が上がっている方につきましては、ある程度生活のスタイルの中でスポーツ推進委員の活動というものが定着して長く続けられることができています。一方でボランティア的な要素が強い関係上、若い方で委員となっても、子育ての関係でどうしてもやりくりが難しいということで、1年で退任をされた方もいらっしゃいました。一応任期は2年ということで、委員の皆様にもどなたかご推薦をということでお願いしております。知っている方がいないと1人で来て手を挙げていただける方というのは少ないので、委員の皆さまに地域の中ですとか、競技団体の中ですとか、こういう活動をご紹介していただきながら、随時募集をしていくことで、ある程度若い方も入っていただいている状況でございます。先ほど説明させていただきました2号委員の村山晃子さんと村山莉奈さんにつきましては親子でございますが、今年度から越谷市のスポーツ振興に協力したいということで応募がございまして、今年度からお願いすることとなりました。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

吉田教育長 越谷の場合は、1つ例を挙げると縄跳び大会というものをスポーツ推進委員が実施していますが、他市の推進委員が見学に来るほど盛んに行っていて、越谷市と同様なことを自分のところでもできるかというとなかなかできないのだということも言われているぐらい活発に行っているかなと思っています。今回、定数は30人に対して推進委員は27人になっていますが、その理由を説明いただけますか。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 先ほど申し上げましたように、越谷市の条例定数は30人ということになってはいるのですが、近年は辞める方のほうが増えてきたという状況で、欠員となっている状況

ではございます。ただ、先ほど教育長からご説明していただいたように、小学生を対象とした縄跳び大会ですとか、秋のがやがやウォークですとか、そういったものをスポーツ推進委員には実施いただいております。市全体のスポーツ振興の事業につきましては、地域単位でスポーツ・レクリエーション推進委員会というのもございますので、あらゆるところでスポーツをする環境については整っているのかなと思っております。

以上です。

吉田教育長 全国的な組織ではあるのですが、全国的に活発になっているという話はあまり聞かないところなのですけれども、越谷市についてはかなり取り組んでいるのではないかなと思っております。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他 「令和4年3月定例市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和4年3月定例市議会について」、学校教育部長から説明いたします。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 それでは、令和4年3月定例市議会の概要につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の37及び38ページをご覧くださいと思います。まず、会期日程でございますが、2月21日から3月17日までの25日間にわたりまして、3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、39ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、財産の無償貸付について（仮称越谷市立地域スポーツセンター整備事業用地）ほか2件が上程され、全て原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月25日及び2月28日の計2日間にわたりまして、市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項39ページ中段から40ページ上段のとおり、4人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

令和4年度当初予算に関する議案につきましては、予算決算常任委員会分科会にて、3月2日

から4日及び7日から11日の計8日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。

また、3月10日に開催されました子ども・教育常任委員会における質問事項は、会議要項の40ページ中段のとおりでございます。質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

令和4年3月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 少し教えていただきたいのですが、令和4年度の越谷市教育行政重点施策では越谷市検証テストの実施ということで、予算はつかないけれども実施しますということだったと思うのですが、今、定例の代表質問のところを見ますと、越谷市検証テストを中止することについてということが書いてあって、そのことについて教育長が答弁なさっているようなのですが、この辺りの関係はどのようになっているのですか。

吉田教育長 代表質問につきましては単純に検証テストを中止してはどうかというご質問でして、今後も実施してまいりますということで答弁させていただきました。

テストに対するイメージが入試とか、そういう方向になっていますが、テストというのは本来、教育課程を実施した場合に、子どもたちの学びの到達状況がどの程度であるか、それを試すものであって、次の授業改善、あるいは学習活動の改善につなげるものなのであり、本来そういう意味で本市のテストは行っていますので、ご理解いただきたいということで答弁をしています。

渡辺委員 議員から中止をしてはどうかという質問だったということですね。

吉田教育長 そうことです。

渡辺委員 要約だけだったので、すみません。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「令和3年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」

吉田教育長 続きまして、「令和3年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

青木学務課長 それでは、令和3年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の43ページをご覧ください。令和3年度に休職処分となった人数ですが、小学校7名、中学校3名、合計10名でございます。この中には、令和3年4月1日以前か

ら引き続き休職処分となった者が3名含まれております。

なお、休職処分となった原因は、10名全員が精神疾患でございます。精神疾患10名は、昨年度より2名増加しております。年代別に見ますと、30代が多い傾向が示されており、男女比につきましては、令和3年度は男性2名、女性8名となっております。

また、病名ですが、うつ病が5名、適応障害が4名、自律神経失調症が1名でございます。

令和3年度越谷市立小中学校教職員の分限休職処分の状況についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 休職者の年齢構成につきまして、30代が多い理由を教えてくださいませんか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 こちらは年齢ということもあるのですが、近年の状況を見てみますと、異動して1年から2年程度の職員の病休者が多い傾向があるということで担当では分析をしております。異動してその学校の文化になかなかなじめないとか、その人間関係でストレスを感じる、様々な要因があると思いますけれども、環境の変化に対応することが難しくなっているという状況が見えております。

吉田教育長 よろしいですか。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 30代ですと、慣れてきたのになぜというようになところがあるかと思うのですが、学校が替わったときに対応しきれない、なぜかそういうことが起きています。かなり有望視されていて、ミドルリーダーとして活躍できそうな人が、学校が変わったためにそういう精神的な疾患に陥るなんていうケースも出てきているように見えます。数字自体が小さいものから一概には言えませんが。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 ここ一、二年、数としては少ないものですが、今教育長がお話いただいたような傾向が少し見て取れます。実は本日この会議の前に、管理職を含めました人事の内示について臨時の校長会を行いました。その席上で教育長から、やはり人事異動の時期なので、4月に入ってすぐに希望に燃えてきたり、経験を生かすぞという考えを持って来ている者もいる一方、やはり不安な部分もあるようであるから、そういった者に対しては管理職としてしっかりとした声かけをということで本日ご指導をいただいたところでございます。もちろん4月に入りましてすぐに校長会はございますが、やはりそれぞれの出会い、期待と不安というのは子どもと同様かと思いますので、そういったところで校長に対しての注意喚起を本日教育長からもいただいたところでございます。担当といたしましても、今後も声かけや、学校担当の指導主事がおり4月中に

は全部の学校を回る予定を組んでいるかと思いますので、学校を訪問する中で、最近の状況を確認するなど、例年どおりの形で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 うつ病という病気自体、やはり異動を契機にして起こることが多いということはもうよく知られたことで、教育関係者の方、皆さん分かっていると思うので、教育長が校長会でおっしゃったことはそのとおりだと思いますし、ぜひやはり、今まで有望視されていた方が少し適応できなかったということは、それはとても残念なことだと思いますし、そういったことがなるべく起きないように引き続き異動者の方へのフォローを徹底していただきたいと思います。

吉田教育長 具体的には期待感のほうで、異動してきた校長先生は、この人は活躍してくれている人だというのは知っていますので、その期待感のほうが大きくなってしまうと、少しそれがプレッシャーになったり、そのときに学級の中がうまくいかなかったり、ちょっとしたそういう課題があるとそういう病気になってしまうこともあり得るということで、改めて校長会でお願いしたところでもありますし、継続してお願いしていきたいと思っています。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 あと、同時に、教職員の働き方改革というのも非常に重要なことだと思っています。今回、議決をいただきました予算の中で、スクールサポートスタッフにつきましては、今までは繁忙期に当たるような形で数か月という状況だったのですが、今回の予算につきましては長期休業期間中は除きますが、通年で配置ができる予算措置を取っております。4月8日にはそういったメンバーも学校に着任できますので、先生方の絶対的な仕事量を分担できるような体制づくりも本市としては行っておりますので、そういったことの効果等を今後も見ながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 今、スクールサポートスタッフのお話があったのですが、各学校に1名は配置されるのですか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 次年度につきましては、小中学校合わせて44校ということになりますけれども、各学校に1名ずつ、44名の雇用ということで予算が配分されております。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になれば、以上出されたことを踏まえて進めてください。

◎その他 「新たな「越谷市立蒲生小学校」の校章について」

吉田教育長 続きまして、新たな「越谷市立蒲生小学校」の校章について、学務課長から説明いたします。

学務課長。

青木学務課長 それでは、新たな「越谷市立蒲生小学校」の校章につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項44ページをお開きいただきたいと存じます。

小中一貫校整備に伴いまして、本年4月、現在の蒲生小学校と蒲生第二小学校が合併し、新たな蒲生小学校が開校いたします。このため、新たな学校の校章が必要となっておりまして、昨年10月からその準備を進め、この度、蒲生小学校長及び蒲生第二小学校長の下承をいただき、新たな校章が決定いたしました。資料中、四角枠内にございますのが新たな蒲生小学校の校章でございます。蒲生小学校5年生の笹嶋大雅さんの原案を補正したものでございます。校章の意味ですが、本資料のとおりでございます。蒲生という地域の特徴や小中一貫校の意味を含めたものとなっております。

なお、新たな校章を決定するまでの経緯につきましては、資料中段にございますように、令和3年10月に蒲生小学校及び蒲生第二小学校に在籍する児童・保護者に対し、デザインの募集を行い、蒲生小学校、蒲生第二小学校から選定いただきました作品を、合併地域準備会におきまして再度作品を絞り込み、その後、本年1月中旬に行いました電子投票において、投票数の多かった作品を選定いたしました。

45ページは、選定された作品以外の一覧でございますが、どの作品も蒲生小学校、蒲生第二小学校それぞれの特徴を生かしながら、両校が合併した際の願いなどが作品に込められており、どれをとっても素晴らしい作品であると感じております。

次に、46ページは、蒲生小学校及び蒲生第二小学校の児童、保護者による電子投票の結果でございますので、後ほどご参照いただきたいと存じます。

また、資料にはございませんが、1点情報提供させていただきます。小中一貫校整備を進めるに当たり、令和4年度に現蒲生小学校の校舎を解体する予定でございます。このため、地域の皆様や同校の卒業生、旧教職員の皆様を対象に校舎見学会を、令和4年4月16日の土曜日、午前10時から午後3時までの時間帯で実施してまいりますので、情報提供をさせていただきます。

雑駁な説明で大変恐縮ではございますが、ご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 説明ありがとうございました。この校章を決めるプロセスについて大変丁

寧に取り組んでいただいて、電子投票による結果も見させていただいて、こういったことで地域住民も納得していただくような形で取り組んでいただいたなと思いました。ご案内のとおり、人口急増の頃は南部から人口が増えましたので、蒲生小学校と蒲生第二小学校に分かれたという経緯もございますので、また新たな歴史がここでスタートするという事で、それにふさわしい校章を選んだのではないかなと思いました。子どもたちも蒲生という名前の由来について深く理解して、今後の蒲生小学校の新たなスタートにふさわしいものになったのではと思いました。

以上です。

吉田教育長 ちなみに、蒲生では地区の歌をつくっていますがご存知でしょうか。地区の歌の中には蒲生が出てくる、地域としてもかなり思い入れがあるということです。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和3年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和3年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」

吉田教育長 続きまして、「令和3年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和3年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は、関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

小野寺指導課長 それでは、令和3年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和3年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の47ページをご覧ください。はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回は書面開催となりました。第2回の本会議では、いじめの防止、早期発見及び対処に係る機関及び団体の連携を図るため、各関係諸機関による今年度の取り組みについて報告し、情報共有を図ることを目的といたしました。今回書面開催となったことにより、主管の市教委をはじめ、各関係諸機関より今年度の取組等について書面にてご報告いただき、まとめたものを各委員へ送付させていただいたところでございます。詳細につきましては、恐れ入りますが、本資料をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の51ページをご覧ください。いじめ防止対策委員会については、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものでございます。

なお、本委員会は、「いじめによる心身への重大な被害など、重大事態が発生し、教育委員会が

当該事案に係る調査を行う場合においては、その調査を担うこと」、「いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであること」という役割や特徴があること」を改めて補足いたします。

第2回の本委員会は、令和4年2月18日金曜日、13時30分から越谷市役所第二庁舎3階教育委員会室にて、委員全5名全員の出席をもって開催いたしました。会議は公開でしたが、傍聴者はありませんでした。

会議は、上段に掲載しております次第に沿って進行し、はじめに事務局から、今年度のいじめ防止に係る取り組みの結果について説明を行いました。また、今年度よりタブレット端末を活用した越谷市いきいきアンケートの本格運用を始めたところですが、新たにタブレット端末を活用したトラブル相談ホットラインの試験的運用を始めました。これは、一人1台のタブレット端末を活用し、子どもたちのいじめ等に対するトラブル相談の窓口の一環として始めたものでございます。

続きまして、54ページの「(2) 事案報告内容について」をご覧ください。今年度は、先ほど申し上げた本委員会の役割という観点から、新たな取り組みとして、本委員会後半に、本市において実際に起こったいじめが疑われる事案について、各委員それぞれの専門的な立場からご意見や対応策をいただく協議を実施いたしました。詳細の内容につきましては、恐れ入りますが、こちらでも資料をご参照いただきたいと思います。

令和3年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和3年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員 ありがとうございました。

協議会、委員会とも同じデータが出ているのですが、例えば54ページの暴力行為、いじめ、ネットトラブル、非常に興味深かったのですが、令和元年度と令和2年度だと、文科省が公表している全国の統計だと、いじめも暴力行為も全体としては16%程度減少しているのです。どうしてなのかなと思って少し調べたのですが、逆に埼玉県は上がっているのですよね。これは何故なのだろうというのがとても不思議でして、埼玉県のホームページを見ると、それだけコロナ禍であっても子どもたちの様子を見ていたからだと書いてあるのですが、ただいじめを発見したきっかけが、教員が発見したのではなくて本人その他から発見したということのほうが確実に増えているのです。そうすると、やはりいじめは増えたのかなとも思って、多分理由は分からないと思うのですが、何かヒントになるようなことが委員会等で出ていたら教えていただきたいなと思います。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 今、東委員から説明がございました文科省の調査なのですが、小中高等学校、特別支援学校を含んで令和2年度は51万7,000件と令和元年度より9万5,000件ほど減少しております。これに関しましては、文科省の見解としましては、コロナ禍において物理的な距離が広がったということで、臨時休業があったりとか、分散登校があったり、または教育活動の中で近くに集まってというグループ活動等が制限されたことに起因するという見解を述べているところでございます。埼玉県についての詳細は、東委員がおっしゃった以上のことは私も確認できてはいないのですが、本市につきましては、いじめに関する対応として、教育委員会としても重要視しているものでございまして、各学校への働きかけとしまして、いじめの認知をすることを積極的に行ってほしいということで、機会あるごとに伝えていくところでございます。文科省でも、0件の学校というのは問題視すべきだという見解であり、初期段階のものも含めて小さなものを見逃さないということで、積極的に見つけて、そして様々な手法を使って、いじめを認知した数について確認をしながら、一つ一つ対処していくということの重要性について働きかけているところでございます。よって、本市におきましても、先ほどの表が2つございますが、いじめの認知件数が令和2年から令和3年12月末現在、まだ年度途中でございますが、335件ぐらい多く認知されているということで、教育委員会指導課としては積極的な認知を学校で進めていただいたということを認識しているところでございます。特に生徒指導主任会、小学校、中学校が個別に年間複数回行っておりますが、そこでも伝えさせていただきまして、校長会等でもいじめの認知についての重要性を働きかけているところでございます。

以上でございます。

吉田教育長 そもそも越谷市は、いじめの認知度が低かったということがあって、もう少し子どもに寄り添って、よりよく、きめ細かく見ていくということを今積極的に呼びかけているところで。むしろ認知件数が上がっていくことのほうが好ましい状況かなと考えているところです。

他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 今教育長がおっしゃったこと、まさに私も同感だなと思ったのですが、特に50ページ、54ページの点線の四角の中で書かれている内容について学校のほうに周知いただき、継続的に実行していただければと思います。認知件数が多いということの問題にするのではなくて、認知して解決していくのだということが大事かなと思います。

さらに、いじめを認知した場合の解決までのプロセスといいますか、そういった事例についても若干取り扱っているようではございますけれども、学校としてはどのように解決に導いていくのかということについても示した内容だと思いますので、その内容等を紹介していただけて進めていただけるとさらにいいのかなと思いました。他市町ではいじめに起因する内容で問題が起こっていると

ころもありますけれども、初期対応等について、若い職員も増えてきておりますので、ぜひ具体的な事例を基に少しスキルを高めていくことも今後必要になってくるのかなと思いました。

以上です。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 少し教えていただきたいのですが、52ページの（５）のトラブル相談ホットラインの試験的運用についてなのですが、目的が「タブレットから児童生徒が直接、学校等にトラブルの訴えを送信し・・・」とありますが、これはタブレットを利用して、困っている子どもたちの相談を受けようということが目的なのか。それとも、児童生徒が学校に送信して、学校が早期発見、早期対応したいということが目的となっているのか、その辺りのことを教えていただきたいのですが。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 こちらは本年度に一人１台配付いたしましたタブレットから電子申請システムを活用して行うものでございます。子どもたちが、スマートフォンがないので、または家に電話がないので、相談できないという情報等を学校からいただいていたので、タブレットを一人１台持っているというところで、通信手段の一つとして活用するというところでございます。単純に何年生ですとかを選択する形になっており、その情報が教育委員会の生徒指導担当と各学校に送信されます。学校も登校等で繁忙時間等もあると思いますので、二重チェックを行いながら、教育委員会の生徒指導担当が確認した段階ですぐに学校と連絡を取り合って対応するというシステムを進めているところでございます。

渡辺委員 そうすると誰が送ったのかということは、特定されるということでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 こちらは、その情報をいただいて、具体的な対応、対策、解決を行うという観点で行いますので、名前を入力いただき、その子に対応していくという形になります。恐らくスピード感が必要な悩みもこの形だと多く出てくるのかなと思っておりますので、そこで指導課が毎日チェックをして、即対応という形で考えているところでございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上出されたことを踏まえて進めてください。

事務局から何か他にございますか。

委員の皆さまから何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上とします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、4月28日、木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 5時12分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

志 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 宏 行

書 記

教育総務課副課長

濱 田 尊 則